

改正

令和3年3月22日訓令第21号

令和4年2月17日訓令第5号

令和7年1月30日訓令第5号

令和7年11月27日訓令第35号

令和8年2月5日訓令第5号

陸別町移住産業研修センター設置要綱

(目的)

第1条 陸別町内への移住及び移住者の就業を促進するために一定期間の居住安定を図ることにより、町内における優秀な人材の確保、育成及び定着を支援するため、陸別町移住産業研修センター（以下「研修センター」という。）を設置し、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、研修センターとは、町外からの移住又は移住希望者に賃貸するための住宅及び付帯施設をいう。

(名称及び位置)

第3条 研修センターは、下記のとおりとする。

名称	住所	戸数	建設年度	構造・規模	住戸番号	面積
陸別町移住産業研修センター	陸別町字陸別東2条2丁目2番地1	8戸	平成27年度	木造 2階建て 1LDK	101・102 103・104 201・202 203・204	38.71m ²

(管理)

第4条 研修センターに管理運営のため、必要な職員を置くことができる。

(入居の募集方法)

第5条 町長は、町のホームページ、その他必要と認める方法により、入居の募集を行なうものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず必要と認めるときは、入居者の募集を行わないことができる。

(入居者の資格)

第6条 研修センターに入居できる者は、陸別町内に住民登録ができ、移住後生活が安定したときには、新たな住居を探すことができる単身者であり、次のいずれかに該当する者とし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者とする。

- (1) 陸別町内に移住し就業しようとする者で、転入時に他の住宅を確保することが困難な者
- (2) 陸別町内に移住し就業した者で、転入後も住宅が困窮している者
- (3) 将来的な陸別町内への就業のため、研修を目的として移住をする者
- (4) その他、町長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、入居申請日から30日以内に入居することができない者は、入居者の資格を有しないこととする。ただし、特に町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(入居申請及び受付開始)

第7条 研修センターに入居を希望する者は、陸別町移住産業研修センター入居申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて事前に町長に提出しなければならない。

(入居許可)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、入居することが適当と認めた場合は、陸別町移住産業研修センター入居許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

(契約)

第9条 許可書の交付を受けた者（以下「入居者」という。）は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を、別に定める陸別町移住産業研修センター定期賃貸借契約書（様式第3号。以下「契約書」という。）により町長と締結し、住宅を使用するものとする。

2 町長は、前項の規定による契約を締結した場合、法第38条第3項の規定により、契約の更新がなく、期間の満了により賃貸借が終了することについて、陸別町移住産業研修センター定期賃貸借契約について（様式第4号）により説明するものとする。

3 入居者は、契約書に定められた賃貸借期間の初日から14日以内に入居をしなければならない。ただし、特に町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(賃貸借期間)

第10条 研修センターの賃貸借期間は1年以上3年以内とし、前条に規定する契約書において定める。ただし、町長が特に特別な事情があると認めた場合を除く。

2 町長は、第21条各号に規定する者があるときは、賃貸借期間を別途決定するものとする。

(賃貸料)

第11条 研修センターの賃貸料は、次のとおりとする。

名称	料金種別	期間	金額	備考
陸別町移住産業研修センター	賃貸料	1月	25,000円	

2 入居者は、前項の賃貸料の当該月分についてその月の25日までに納入しなければならない。

3 第1項の賃貸料は、住宅賃料のみとし、その他の費用は入居者の負担とする。

4 賃貸借期間が、転入転居時に1月に満たない場合は、日額相当分（100円未満の端数は切り捨てる）を賃貸料とする。

5 退去による賃貸料の変更等に伴い、賃貸料に過誤納が生じた場合は、その過誤納の額を返還する。

6 町長は、第21条各号に規定する者があるときは、賃貸料を別途決定するものとする。

(賃貸料の減免又は徴収猶予)

第12条 町長は、入居者が特別の事由により賃貸料の納付が困難な状態にあると認めたときは、賃貸料を減免し、又は徴収の猶予をすることができる。

(入居者の費用負担義務)

第13条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及び塵芥の処理に要する費用
- (3) 破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(入居者の遵守事項)

第14条 入居者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入居するときに町職員の立会を受けなければならない。
- (2) 留守や就寝時に施錠するなど研修センターを善良に管理すること。
- (3) 火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること。
- (4) 研修センター若しくは設備又は備品等を破損、汚損及び滅失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (5) 近隣住民との調和を心がけ、研修センター周りの除草や除雪を適宜行い、研修センターを適正に管理するとともに、トラブルのない住環境の整備をすること。
- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7) 研修センターの賃貸借期間が満了したときは、直ちに研修センターの鍵を町長に返却すること。
- (8) その他、研修センターの使用に関し町長が必要と認める事項

(制限される行為)

第15条 入居者は、研修センター内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 喫煙をすること。
- (2) ペットを飼育すること。
- (3) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (4) 興行、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 研修センターの全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (9) その他、研修センターの使用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第16条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、催告しないで契約を取り消すことができる。ただし、町長が、特別な事情があると認めたときは、あらかじめ催告して契約を解除することができる。

- (1) 入居者が第6条に規定する入居者の資格を満たしていないと認めたとき。
- (2) 入居者が第11条に規定する賃貸料の滞納並びに第14条及び前条の規定に違反する行為があったと認めたとき。

(明渡し)

第17条 入居者は、賃貸借期間が終了する日まで及び前条の規定に基づき契約が解除された場合にあっては直ちに、町職員の立会のもと、研修センターを明け渡さなければならない。この場合において入居者は、通常の使用に伴い生じた研修センターの損耗を除き、研修センターを原状回復しなければならない。

- 2 入居者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を30日前までに町長に通知しなければならない。
- 3 町長及び入居者は、第1項後段の規定に基づき入居者が行う原状回復の内容及び方法について入居者と協議するものとする。

(立入り)

第18条 町長は、研修センターの防火、火災の延焼、構造の保全その他の研修センターの管理上特に必要があるときは、町長が指定する者に入居者の承諾がなくても当該研修センター内に立ち入らせることができる。

- 2 入居者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第19条 入居者は、故意又は過失により研修センター若しくは設備又は備品等を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第20条 研修センターが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、研修センター内又は研修センター周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

(入居目的の特例)

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、第1条、第6条及び第10条の規定にかかわらず入居させることができる。

- (1) 災害等で罹災し、住宅に困窮している者
- (2) その他、町長が特に認める者

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 研修センターの入居に係る手続き、その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和3年3月22日訓令第21号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月17日訓令第5号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第35条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に、この要綱による改正前の陸別町移住産業研修センター設置要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱による改正後の規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則 (令和7年1月30日訓令第5号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の陸別町移住産業研修センター設置要綱（平成28年陸別町訓令第2号）第11条第2項の規定は、この要綱の施行日以後に陸別町移住産業研修センターに入居した者の賃貸料の納入について適用し、同日前に陸別町移住産業研修センターに入居した者の賃貸料の納入については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年11月27日訓令第35号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の陸別町移住産業研修センター設置要綱（平成28年陸別町訓令第2号）第19条第2項の規定は、この要綱の施行日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年2月5日訓令第9号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式（別紙）